

要 旨

直接税

- ・ 法人税率に変更なし
- ・ 個人所得における非課税上限額が 15 万ルピーに引き上げられた
- ・ 商品取引税(Commodity Transaction Tax) の導入
- ・ 短期キャピタル・ゲイン税率が 15%に引き上げられた
- ・ 銀行現金取引税の廃止

間接税

- ・ 関税の上限額は 10%のままである
- ・ 計画輸入の税率が 5%に引き下げられた
- ・ 物品税(cenvat rate)が 14%に引き下げられた
- ・ サービス税の免税額が 100 万ルピーに引き上げられるとともに、新たに 7 業種が追加された
- ・ 中央販売税が 3%から 2%に引き下げられた

商業、貿易

- ・ 電力、石油・ガス探査、技術に重点
- ・ 証券市場の拡大のための委員会を設置

社会的項目

- ・ 地方のインフラ
- ・ 農業
- ・ 教育

経済指標

- ・ GDP 成長率は 8.8%
- ・ インフレ率は 4.1%
- ・ 外貨準備高が 2908 億 US ドル
- ・ 財務赤字は GDP の 3.1%

予算案の概要

本セクションでは、2008年2月29日財務大臣によって発表された直接税及び間接税に関する重要案を要約する。財政法案中の直接税に関する規定は、通常、2008年4月1日からはじまる会計年度（2009年-2010年賦課年度）に適用される。間接税に関する規定は、特段の定めがない限り、即時施行される。財務省は、別々の法案を通してその他の改正案を提出する。

財政法に含まれる案は、国会による修正を受けることになる。

直接税

所得税

- 個人及びHUFに対する税率が変更された

改正前		改正後	
所得額 (ルピー)	税率(%)	所得額 (ルピー)	税率(%)
110,000 まで	Nil	150,000 まで	Nil
110,001-150,000	10%	150,001 - 300,000	10%
150,001 - 250,000	20%	300,001 - 500,000	20%
250,001 以上	30%	500,001 以上 *1	30%

*1: 女性及び高齢者に対する非課税上限額は、145,000ルピー及び195,000ルピーから180,000ルピー及び225,000ルピーにそれぞれ引き上げられた。

*2: 所得が100万ルピーを超える場合10%の加算税

- パートナーシップへの税率は30%で変更なし。
- 協同組合への税率に変更なし。
- 法人税率に変更なし。

会社の種類	税率
内国会社	30% *1
外国会社	40% *2

*1: 所得が1,000万ルピーを超える場合10%の加算税

*2: 2.5%の加算税

- 教育目的税2%及び中等・高等教育目的税1%に変更なし

給与

- ・ 重要な変更なし

事業所得

- ・ サービス業会社の事業拡大に伴う費用は、設立費用として5年に亘って償却することができる。
- ・ 研究開発を営む会社は、研究団体を除き、1.25倍の加重控除が認められる。
- ・ 同日に20,000ルピーを超える仕入先に対する現金支払いは、損金不算入となる。
- ・ 過去に免税されている部門に属する資産の減価償却後価値は、資産の取得原価から累積した帳簿減価償却額（再評価してはならない）を控除しなければならない。

キャピタルゲイン

- ・ リバース・モーゲージ・スキームによる固定資産の譲渡は、キャピタルゲイン税の対象ではない。
- ・ 外貨転換社債(FCEB: Foreign Currency Exchangeable Bonds) の株式または社債への転換は、キャピタルゲイン税の対象ではない。
- ・ 株式及び株式型ファンドの売却に伴う短期キャピタルゲイン税率は 10%から 15%に引き上げられた。

住宅資産からの所得

- ・ 重要な変更なし

その他の所得

- ・ 重要な変更なし

免税措置

- ・ シッキム州民のシッキム州における個人所得、配当及び有価証券利息収入は免税
- ・ リバース・モーゲージ・スキームにおける高齢者の所得は免税

税額控除及び割戻し

- ・ 両親に対する支払い健康保険料に関する追加控除 15,000 ルピー
- ・ 80IB 条により、非都市部における病院の開業は、2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日に開院することを条件に、開院から 5 年間の免税期間が認められた。
- ・ 80ID 条の適用範囲が拡大され、世界遺産を有する特定地域におけるホテルの開業は、2008 年 4 月 1 日から 2013 年 3 月 31 日に業務を開始することを条件に、業務開始から 5 年間の免税期間が認められた**源泉徴収**

- ・ 協会ないし団体として分類されるコンソーシアムとしての活動は、契約に伴う支払いについて源泉徴収をしなければならない。
- ・ 非居住者に対する支払いに伴う源泉徴収の報告は、新たに導入される e-filing システムを通じて行う。
- ・ 非物質化された形態の上場会社債券の利息は源泉徴収する必要がない。

確定申告

- ・ 所得及び付加給付税の確定申告書の提出期限が、10月31日から9月30日に変更された。

課税及び控訴の手続き

- ・ 税務署員が確定申告書を確認する最初の段階で計算間違いを修正したり、計算違いの申立てを解決したりする手続きが簡易化された。
- ・ 被課税者が「ブロック課税手続き」中であり、通常の課税手続きが留保されている場合、ブロック課税手続きが取消しになった場合にのみ、通常の課税手続きは再開される。
- ・ 中央当局は、様々な税務手続きに関してコンピューターから生成された通知を発行することができる。
- ・ 調査手続きにおいて発見された帳簿による有罪を招く仕訳は、施設の所有者に対して不利となる。
- ・ 被課税者は、通知の送達の技術的不備に関しては、自発的に当該事項に表明した手続きに関しては、抗弁を行う必要がない。
- ・ 課税手続きは、確定申告書が提出された事業年度末から6ヶ月以内に開始することができる。
- ・ 直接税中央委員会(CBDT: Central Board of Direct Taxes) は、控訴手続きに関して金銭的上限を設ける権限を有する。
- ・ 控訴手続中の事項は、控訴手続きにおいて対象となっていない事項のみ再課税することができる。

処理委員会

- ・ 税務署のコミッショナーは、処理委員会が停止した事項に関して刑罰及び起訴を免責できる権限を有する。

配当分配税

- ・ インド国内の親会社は、他の会社の子会社でない限り、「ネット配当額」、すなわち、配当額から直下の子会社から受けた配当額を控除した額に対して配当分配税を支払う。

銀行現金取引税

- ・ 銀行取引税は廃止された。

証券取引税

- ・ 証券取引税は、事業所得から控除可能な費用である。
- ・ 証券取引税は、オプションが行使されなかった場合には売主によるプレミアム部分に関してのみ支払われ、これに対し、オプションが行使された場合には買主による決済価格により支払われる。
- ・ 証券取引税の税率に変更なし。

付加給付 (Fringe Benefit) 税

- ・ 従業員に対する以下の費用は付加給付税の対象とならない。
 - 従業員の子供のための託児所施設の提供
 - スポーツ行事の開催
 - スポーツマンに対する支援
 - プリペイドの電子食事カードを用いた食事施設の提供
- ・ ゲストハウスの維持費用は付加給付税の対象とならない。
- ・ 祝祭に関する付加給付価値が 50%から 20%に引き下げられた。

商品取引税 (CTT: Commodity Transaction Tax) - 新たに導入

- ・ 認定されたインドの協会を通じて商品デリバティブのオプション取引を行うには、取引額の 0.017%から 0.125%の取引税が課される。
- ・ CTT は、事業所得から控除可能な費用である。

間接税

関税

関税と教育目的税の税率の上限はそれぞれ 10%と 3%のままである。

主な内容

- 免税措置
 - 0.77calibre のエアガン
 - ポリエステル繊維糸は国家災害偶発税（NCCD）を完全に免除される。

- 改正
 - 免税にも関わらず集められた関税や余分に徴収されたあらゆる税金は政府に保管されなければならない。

 - 特定の規定の範囲外の違反に対する罰金は 10,000 ルピーから 100,000 ルピーに増加した。

 - 3 ヶ月超の税金の還付の遅れに対する利息の支払。

 - 品目の取扱について、税関職員に対するガイドライン及び責務の規定

 - リースで借りた機械、設備及び工具の一時的な輸入に対する期限が 12 ヶ月から 18 ヶ月に増加した。

 - 携帯電話に対する NCCD1%の賦課

 - 電力生産（巨大電力プロジェクトを除く）、送電、小型送電及び配信プロジェクト、高電圧送電プロジェクトに必要な特定の装置に対する特別追加関税 4%。

 - PCMCIA/USB/PCI 高速ポートに関するワイヤレスデータモデムカードは相殺関税が免税される。

 - クロミウム鉱石及びあらゆる種類の濃縮物の輸出税率が 2,000 から 3,000 ルピー PMT に増加。

 - ナフサに関する免税の撤廃

■ 特定の産業での関税率の変更

INDUSTRY	RATE (%)		
	From	↑↓	To
FISHERIES			
➤ Bait fish for tuna fishing	30	↓	0
GEMS, JEWELLERY & PRECIOUS STONES			
➤ Unworked corals	10	↓	5
➤ Rough cubic zirconia	5	↓	0
➤ Polished cubic zirconia	10	↓	5
CHEMICALS & PETRO-CHEMICAL			
➤ Crude and unrefined sulphur	5	↓	2
➤ Phosphoric acid	7.5	↓	5
TOBACCO PRODUCTS			
➤ Cigars, Cheroots and Cigarillos	30	↑	60
METAL			
➤ Melting scrap of iron and steel	5	↓	0
➤ Aluminium scrap	5	↓	0
PHARMACEUTICALS & MEDICAL EQUIPMENT			
➤ Specified inputs for elisa kits	10/7.5	↓	5
➤ Specified life saving drugs and bulk drugs	10	↓	5
RUBBER			
➤ Clorobutyl/ Bromobutyl rubber	10	↓	5
TYRE INDUSTRY			
➤ Polyester tyre cord fabrics	10	↓	5
SPORTS			
➤ Specified machinery for export of sport goods	7.5	↓	5
➤ Specified inputs for sports goods meant for export (upto 3 per cent of FOB)	10	↓	0
ELECTRONICS, IT, TELECOMMUNICATION & CONVERGENCE			
➤ Specified parts of 'set top boxes'	7.5	↓	0
➤ Specified inputs for electronics/IT hardwares	10/7.5	↓	0
➤ Specified convergence products	10	↓	5
AVIATION			

➤ Simulators for helicopters	10	↓	0
OTHERS			
➤ Project imports	7.5	↓	5
POULTRY & DAIRY			
➤ Feed additives or pre-mixes	30	↓	20
➤ Bactofuges	7.5	↓	0

物品税

物品税 (CENVAT) 税率 16%から 14%へ低下。教育目的税は 3%のまま。

● 免税

- Paws、Mudi
- コーヒー、紅茶の混合
- ミルクベースの食用ナッツ
- テンダーココナッツウォーター
- メンソールとメンソール結晶
- PCMCIA/USB/PCI 高速ポートに関するワイヤレスデータカード
- 農業生産品の冷凍貯蔵庫

● 改正

- 最大小売価格 (MRP) に基づく税目が 2008 年中央物品税規則 (Central Excise Rules (Determination of Retail Sale Price of Excisable Goods) Rules, 2008) のもとに。
- 中央政府に対して特定の商品に関して生産能力に基づく物品税を課税する権限
- 三ヶ月超の還付金に対する利息の付加
- 金属化の過程における薄板や仕上げ塗りを製造とみなす。
- 税金のかからない商品に対して別々の会計帳簿が記録されていなかった場合、インプットに関する税額控除は無効になる。

- 国内関税地域への EOU/STP/EHTP ユニットの輸入に関して基本関税と相殺関税を足したものの 50%課税
- 携帯電話に対して NCCD 1 %課税
- 物品税が減額された品目に関する MRP 減税額の見直し
- UN などの国際組織によるプロジェクトに対する供給品は、履行期間に撤回されない限りは、免税される。
- 織物/袋及びバッグを家内製造するためのプラスチックの切れ (HDPE/PPtapes) に対する SSI 免税。
- ポリエステル繊維糸は NCCD から完全に免税される。

■ 特定の産業における物品税の変更

INDUSTRY	RATE (%)		
	From	↑↓	To
TOBACCO PRODUCTS (Rupees per thousand)			
➤ Non Filter Cigarettes (length ≤ 60 mm)	Rs 168	↑	Rs 819
➤ Non Filter Cigarettes (length 61 mm to 70 mm)	Rs 546	↑	Rs 1,323
CEMENT (per tonne)			
➤ Bulk Cement	Rs 400	↑	14 per cent or Rs 400 (whichever higher)
➤ Cement Clinkers	Rs 350	↑	Rs 450
PETROL (per litre)			
➤ Unbranded Petrol	6 (plus Rs 13)	↑	Rs 14.35
➤ Unbranded High Speed Diesel	6 (plus Rs 3.25)	↑	Rs 4.60
DRUGS & MEDICINE			
➤ Glands and Organs	16	↓	8
➤ Drugs and Medicaments	16	↓	8

➤ Wadding, Gauze, Bandages, etc.	16	↓	8
➤ Pharmaceutical goods like surgical catgut, sterile absorbable surgical adhesives, etc.	16	↓	8
PAPER INDUSTRY			
➤ Ink for writing instruments	16	↓	8
➤ Aseptic Bags	16	↓	8
➤ Heat resistant rubber tension tape	16	↓	8
➤ Veneers and Flush doors	16	↓	8
➤ Aseptic packaging paper	16	↓	8
➤ Paper from non-conventional raw material beyond 3,500 MT in a year	12	↓	8
➤ Printing writing and packing paper	12	↓	8
OTHERS			
➤ Water filtration and purification equipments	16	↓	8
➤ Shuttle-less looms	0	↑	8
➤ Packaged software	8	↑	12
➤ Specified convergence products	16	↓	8
AUTO			
➤ Electric cars	8	↓	0
➤ Specified parts of electric cars based on end use	16	↓	0
➤ Small cars	16	↓	12
➤ Hybrid cars	24	↓	14
➤ Passenger three wheelers	16	↓	12
➤ Two wheelers	16	↓	12
PAN MASALA			
➤ Pan Masala without tobacco with betel nut	16	↓	8

サービス税

- 税率及び教育目的税はそれぞれ 12%、3%のまま。
- 小規模サービス業者に対する免税範囲が 800,000 ルピーから 1,000,000 ルピーに増加。
- 7 サービスが追加でサービス税の対象となった。
 - 情報科学技術関連のソフトウェア
 - ユニットリンク保険プランのもとでの投資マネージメント
 - 在庫の交換
 - 商品の交換
 - 手形交換状
 - 使用权のための有形資産の供給
 - インターネット通信
- 特定のサービス範囲の拡大

S NO	SERVICE	EXTENDED TO...
1.	Banking and other financial services	Foreign currency transactions
2.	Foreign exchange broker services provided by individual	
3.	Cargo Handling	Packing services when together with transportation
4.	Tour Operators	Contract carriage
5.	Renting of immovable property	Irrespective of possession or control
6.	Technical testing and analysis	Software
7.	Technical inspection and certification	
8.	Management, Maintenance or Repair	

- 免税
 - インド国外でインドのホテルを予約するサービス

改正

- 関連企業に関する取引の場合、価値全体に対して税が課せられる。
- 申告書が提出されていない場合や誤った税金額に対して、税務官は課税に関して最良の判断を下す権限がある。
- 登録条件が 700,000 ルピーから 900,000 ルピーに増加した。
- サービス税の超過額や前納額は将来の納税額と調節可能。
- 修正申告の期限が 60 日から 90 日に延長
- 免税されるサービスに関して別々の会計帳簿を作成していない場合、インプットに関する税額控除は無効、もしくは 8%の税が課せられる。
- マネージメント、メンテナンス、修繕のカテゴリーに属するサービス、専門的な検査及び分析のカテゴリーに属するサービスや専門的な調査及び証明のカテゴリーに属するサービスは以下のように扱われる。
 - (i.) 商品、材料又は固定資産がインド国外にある場合、サービスの輸出。
 - (ii.) 商品、材料又は固定資産がインド国内にある場合、サービスの輸入。
- 構成要素スキームに対するサービス税は 2%から 4%に増加した。

その他

- 2008 年 4 月 1 日から中央販売税 (CST) が 3%から 2%に減少。

商業と貿易へのフォーカス

工業生産と資本市場

- 科学技術向上基金の 91 億 1 千万ルピーから 109 億ルピーへの増加。
- 証券に関する環インドマーケットを創出することで市場ベースの拡大をめざし、州政府の収入源を強化するための委員会の創設
- 中央公共部門に対する 1643 億ルピーの資本的支援と 300 億 3 千万ルピーのローン。
- 油田区画の拡大、開発のための第 7 回入札による、1400 億ルピーから 3200 億ルピー規模の投資。
- 情報科学技術部門への割り当ての 150 億ルピーから 168 億ルピーの増加。

小規模産業 (SSI) / 中小企業 (SME)

- 小規模工業生産とインド開発銀行 (SIDBI) のためのリスクマネーの提供。50 万ルピーまでのローンに対して 1.5% から 1% の保証金の減額。
年間サービス料に関しては、0.75% から 0.5% の減額。

インフラストラクチャー

- ナショナルハイウェイ開発プログラムへの割り当ての 1086 億 7 千万ルピーから 1296 億 6 千万ルピーの増加。
- 電気再開発プロジェクトへの 80 億ルピーの割り当て。
- ティライヤの第四次超大規模電力プロジェクト (UMPP) の割当が近々行われる。
新たな五つの UMPPs はチャティスガー、カルナタカ、マハラシュラ、オリッサ、タミル。

その他

- 300 のインド科学技術機関のうちの 25 部門に対して、75 億ルピーの割り当て。
- 知的機関を相互に結びつけるために 10 億ルピーの割り当て。
- 郊外のインフラストラクチャー開発資金が 1400 億ルピーに上昇。
- 農業関連融資の支出に関する目標値を 2 兆 8 千億ルピーに設定。
- 小規模農家に対する債権放棄、減免スキームを提案。
- コモンウェルズ ゲームに向けて 62 億 4 千万ルピーの割り当て。
- ナショナルエイズコントロールプログラムへの 99 億 3 千万ルピーの割り当て。

- 防衛予算が 10%増加し。9600 億ルピーから 1 兆 560 億ルピーへ。
- アンドゥラ州 プラデーシュ州、ビハール州、ラジャスターン州において新たに 3 校の IIT を開校。
- 教育部門への割り当ての 2,870 億ルピーから 3,440 億ルピーへの増加。

予算案による影響

資本市場

ボンベイ証券取引所（‘Sensex’）は世界的な弱含みの展開の中で 560 ポイントの下げ幅で 17,258 まで落ち込んだ。主要指標である SENSEX は最終的に 245.76 ポイント、1.38% 下げ 17,578.72 となった。市場の幅としては 1,043 の値上がりに対して 1,645 の値下げをみせた。ナショナル証券取引所（‘Nifty’）は 61.6 ポイント、1.17% 下がり 5,223.50 で閉じた。最高値は 5,290.80、最安値は 5,098.35 である。

主要部門

自動車部品

小型自動車、二輪車、三輪車、バスとシャーシに対する物品税の 16 から 12%への削減とハイブリッドカーに対する物品税の 24 から 14%の控除は売上に良い影響を与えるであろう。

薬品業界

ヘルスケア部門への割り当て増加は質の高いヘルスケアへのアクセスを向上させるだろう。16%から 8%への物品税の減額は良い効果をもたらすであろう。委託研究に関する 1.25 倍の加重控除は R&D 会社にとって恩恵をもたらすと思われる。

通信業界

輸入携帯電話の追加関税は携帯電話を高くするであろう。インターネット通信サービスはサービス税の課税により高くなるであろう。

金属

スクラップメタルの輸入関税の廃止とクロム鉱石の輸出関税の増加は原材料価格の上昇を抑えるだろう。鉄、スチール溶解スクラップ、アルミニウムスクラップに対する 5%の関税は廃止され、物品税の一般税率は 16%から 14%にカットされた。

ホテル

世界遺産の付近にホテルを開発するインセンティブは国家のツーリズムを発展させるだろう。コモンウェルズ ゲームとインフラ部門への資金割り当てはインドのホスピタリティ分野におけるさらなる可能性の向上に貢献する。

エネルギー

送電及び電力分配の改善ために国家基金が創設された。石炭分配政策と石炭監督機関の任命は石炭生産と価格決定の過程についての説明責任をもたらすだろう。エネルギー生産、送電及び電力分配プロジェクトの追加関税の免税を廃止したことでプロジェクトコストが増加する。

最近の改正事項

法令に関する事項

- ・ デリームンバイ間産業大動脈がインドと日本による共同開発に基づき承認され、総額 1,000 億 USD の投資と見積もられ、1,483km の貨物輸送セグメントが草案されている。
- ・ インフラ計画に対し、日本は 134 億 5000 万ルピーの長期低利貸付を行う。
- ・ 空港を規制あるいは監視するための航空経済規制当局が創設された。
- ・ インフラファイナンス基準が緩和され、それにより計画日から遅延しているプロジェクトに対して 1 年の猶予期間が認可される。
- ・ 設備投資の上限が高められ、マイクロ (100 万ルピー以下)、スモール (100 万ルピー以上、2,000 万ルピー以下)、ミディアム (2,000 万ルピー以上、5000 万ルピー以下) という事業体が定義された。
- ・ 600 億ルピーの National Highways Development プロジェクトへの投資が承認された。
- ・ 1972 年 Payment of Gratuity 法の規定が修正される。
- ・ 250 億ルピーの International Thermonuclear Experimental Reactor への投資が承認された。
- ・ 石炭ガス化・液化を通じたガスの生産のための採掘が承認された。
- ・ 小規模事業に該当する事項が 35 事業に減少。
- ・ スチールと鋳質のパブリックセクターによって形成される特別目的会社に関して、海外からの金属、石炭火力資産の取得を集中化。

会社法

- ・ ノンバンク金融機関について、その取締役や関連当事者に対する貸付や保証が制限された。
- ・ 会社設立時の会社名の適用期間が 180 日から 60 日に減少したが、申請により 30 日間の延長が可能。

税金

- ・ パッケージング事業やラベリング事業に対するヒマーチャルプラディーシュ州とウッタールカンド州でのインセンティブ地域での免税が撤廃。
- ・ サービス税に関する軽減レベルが国内旅行パッケージに対し 60%から 75%に増加。
- ・ 建設業界で使用されるポルトランドセメントに対する相殺関税(Countervailing)と追加関税(Additional custom duty)を撤廃。
- ・ 500 万ルピーを超える物品税(Excise duty)には e-payment が義務づけられる。
- ・ 従業員ストックオプションはFRINGE BENEFIT の範疇。

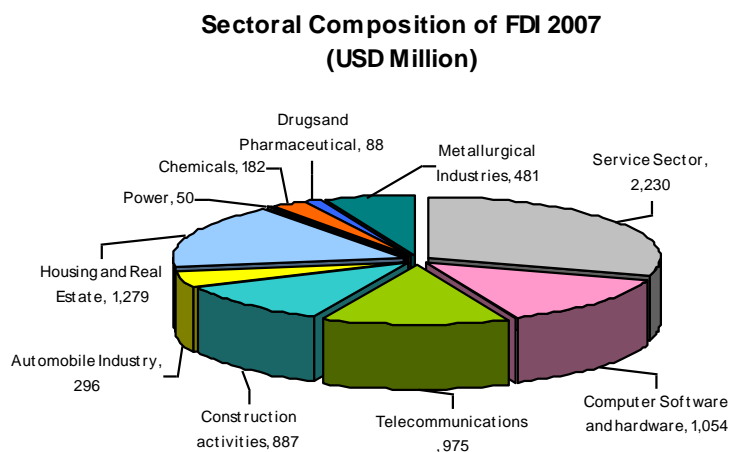
外国直接投資方針

- ・ 2,000 万 USD を超える外部商用借入（ECB）を行う借り手は、認可された外国通貨支出のために海外に調達額を保有可能。
- ・ 上場インド会社はその自己資本の 50%を上限に外国の上場会社に投資する事が可能。
- ・ 登録投資信託による外国投資は 40 億 USD から 50 億 USD に躍進。
- ・ テレコムセクターの外国直接投資は 49%から 74%に増。
- ・ 資産の取得等のため、個人の居住者は 20 万 USD まで海外開設の銀行へ送金可能。
- ・ 外国会社はインドで株式を買う際にエスクローアカウントの開設が許可される。
- ・ インドの銀行はインド会社の海外子会社に対して貸付が可能。

外国直接投資

FDI inflows (Top Ten Countries)					
Rank	Country	2006-07	Apr'07 – Nov'07	Cumulative Inflows (Apr'00 – Nov'07)	%
1	Mauritius	6,363	4,766	19,306	44.24
2	USA	856	606	4,050	9.37
3	UK	1,878	245	3,432	7.98
4	Netherlands	644	509	2,519	5.81
5	Singapore	578	981	2,265	5.06
6	Japan	85	624	1,935	4.46
7	Germany	120	282	1,312	3.02
8	France	117	76	692	1.61
9	Switzerland	56	210	632	1.45
10	Cyprus	58	502	653	1.43

外国直接投資のセクター別構成（100 万 USD）



外国貿易

Main trading partners for India				
Rank	Main exporters to India	% share	Main importers from India	% share
1	China	12.9	USA	14.9
2	Germany	9.4	UAE	9.5
3	USA	9.2	China	6.6
4	Switzerland	6.8	Singapore	4.8
5	Australia	5.1	UK	4.4
6	Japan	3.4	Hong Kong	3.7
7	Singapore	3.3	Germany	3.2
8	South Korea	3.2	Italy	2.9
9	Belgium	3.1	Belgium	2.8
10	UK	3.1	Japan	2.2

その他

- ・ インドは南アフリカ関税連合（SACU）との貿易協定を承認
- ・ インドの EXIM 銀行と Gulf Investment Corporation 間の貿易協定。
- ・ 船積み、港湾に関する協力のためオランダと覚書。
- ・ 農業及び食物に関する協力のためイタリアと覚書。
- ・ メキシコとの租税条約。
- ・ 労務、雇用、人材開発についてクウェートと覚書
- ・ インドアメリカ民生核協定(123 協定)が承認。
- ・ インドとパキスタンが銀行支店の開設とエアリンクの増加について同意。

経済指標

概要

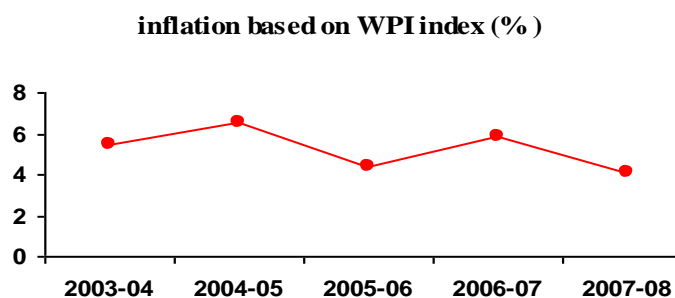
GDP



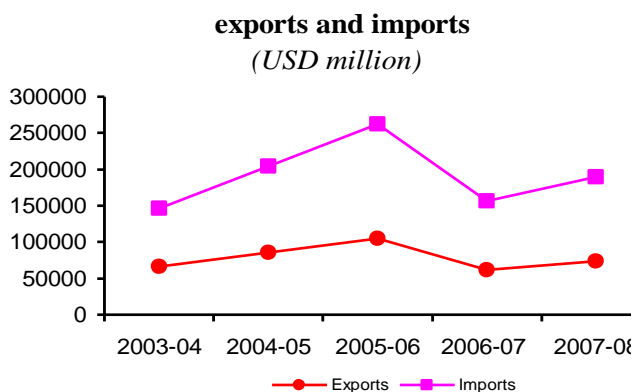
インドの GDP は 2006-07 年度で 4 兆 USD であり、世界 GDP の 6.3% であった。現在の基盤を考えると、インドの経済は 2025 年までに世界のトップ 3 にランクされると予想される。GDP 成長率は次の 3 年間も 8% 超で推移するとみられる。

インフレーション

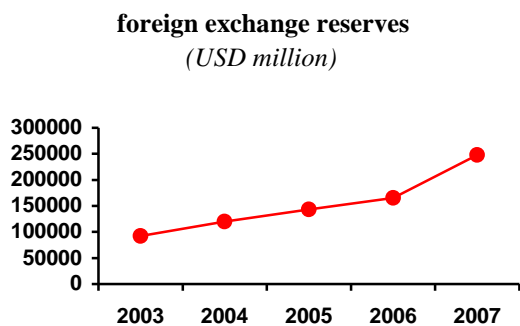
インフレ率は安定し、世界で最も低い国のひとつである。



外国貿易



外貨準備高



外貨準備高は現在 2,908 億 USD となっており、2006-07 年度末から 470 億 USD 追加され

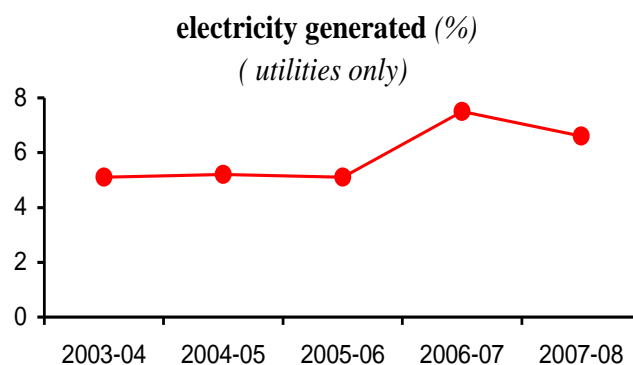
たが、2007-08 年度では 1,000 億 USD の追加が予想される

インフラセクター

港湾

港湾開発はやや考慮がなされていない分野である。しかしながらすべての主要港でのトータルの積載量は 2005-06 年度の 423,567 トンから 2006-7 年度では 463,869 トンに増加した。積荷は 2006-07 年度同時期の 9.5%成長に比べ、2007-08 年度（2007 年 10 月まで）では 13.9%成長となっている。

電力



電力供給は 2005-06 年度と比較して 2006-07 年度は 7.4%の成長となっている。2007-08 年度では 6.6%の成長であった。

道路

道路開発は優先度の高いものとして位置づけられ、重要な投資が国道、州道の開発に充てられた。現在の状況は以下である：

Indian Road Network	
Length(Km)	
Expressways	200
National Highways	66,590
State Highways	131,899
Major District Roads	467,763
Rural and Other Roads	2,650,000
Total Length	3.3 million Kms(approx)*

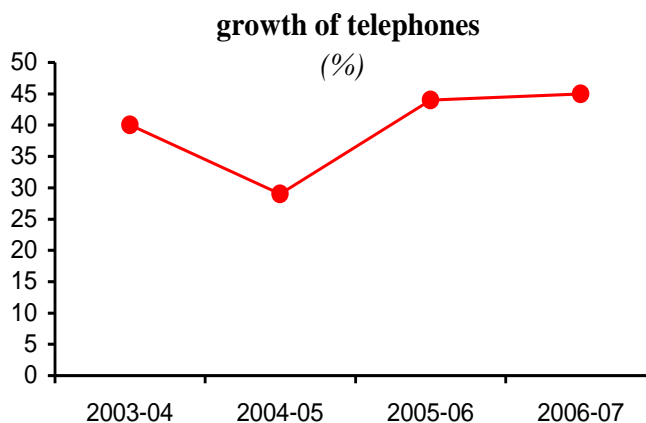
**second largest in the world*

鉄道

鉄道のうち貨物鉄道は 2005-06 年度の 668,000 トンから 2006-07 年度では 726,000 トンに増加した。2007 年の 4 月から 11 月では、貨物からの総収益は昨年同時期に比べ 9.19% 増加した。

テレコミュニケーション

テレコムに関する関税は軽減され、世界で最も低い率に位置づけられた。テレコミュニケーション密度も 2006 年の 3 月の 16.8 から 2007 年 12 月では 16.8 に躍進した（人口 100 人あたり）。



民間航空

空港でのトータルの積荷は 2005-06 年度の 15.6%から 2006-07 年度では 21.5%増加し、過去 6 年間での 9.5%の成長と比較し倍成長となった。2007 年 4-10 月間で、国外と国内積荷はそれぞれ 13%と 9.8%の成長となった。